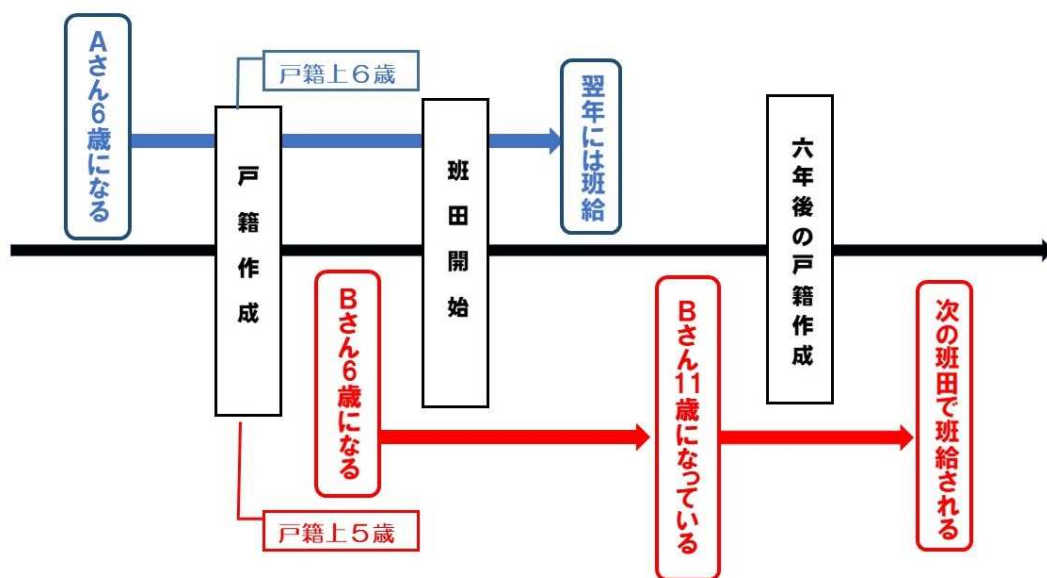


◇ 六年ごとに戸籍が作成されるようになるのはどの戸籍からといわれているのでしょうか？と聞かれても特にはビビりませんかね。皆さんがこれまでに目にした戸籍名は二つしかありません。そのうちの持統天皇のときに作成された戸籍のほうです。天智天皇のほうではありません。ここまで読んで、まだ確信が持てない人は、図表 P. 56**[1]**の年表で確認しておきましょう。

◇ Q1で答えてもらったとおり、6歳以上の男女に口分田は与えられるのですが、6歳になったら与えられるとは限らないことには注意しておいてください。同様に、口分田はその死後に没収されるのですが、死んだらすぐに没収されるわけでもありません。下の図でおわかりですかね。戸籍は6年ごとにしか作成しません。戸籍を作成したときに6歳以上である必要があります。戸籍を作成したときにはまだ5歳であった人は、次の戸籍が作成されるまで6歳以上の扱いにならないのです。死後の没収についても、戸籍作成の直前には亡くなっていたのと、戸籍を作成したときは生きていたけれどもその後まもなく亡くなった、では他の没収時期に差が出ます。その最大差は戸籍作成の間隔である6年という可能性もあるわけです。



◇ 班田收受で口分田を班給するのに、やりやすいように耕地を整然と区画するやり方を「条里制」といいます。図表 P. 66**[3]**の写真や図を参照してください。

◇ 租は土地にかかる税なので土地を収受するのに用いた戸籍をもとに収納可能ですが、調・庸に関しては男子個人個人に課せられ、また年齢も関係する（正丁、次丁、中男など）ため、個々人の特徴をきちんと記した計帳を毎年作成する必要がありました。図表 P. 66②に計帳の例が載せられていますが、ほくろの位置などを記載して個人を判別しようとしていることがわかります。

◇ ガイドでも触れましたが、調、庸に加えて良民男子の大きな負担となったのが運脚でした。図表 P. 67①◎から広島県（安芸国）あたりと都との往復にかかる日数を調べてみると、往路14日、帰路7日、合計21日かかりますが、村じゅうの調、庸を運ぶという重労働のうえに、同じく図表 P. 67①◎の解説にあるように、往復の食料はすべて自前で用意しなければならぬ過酷なものでした。解説には餓死するものも多くいた、と書かれていますが、先ほどの地図で東北地方を見てみると、なんと往路50日、復路25日、計75日もの食料を調達することになり、確かにそれは不可能としか思えません。女子になりたい！と思った人がいたかどうかはわかりませんが、この女子になりたい！という発想が平安時代も近くなると形になってきますのでまたその時期に触れたいと思います。

ところで運脚の日数を眺めたときに、九州エリアの日数に気がついたでしょうか？大隅や薩摩（現在の鹿児島県）で往路12日、復路6日、計18日、豊後（現在の大分県）で往路4日、復路2日の計6日に過ぎません。こんなに少ない日数の謎は、地図中の小さい青い字に気がつけば解決するでしょう。

◇ 最後に防人が東国（関東から東海道）から挑発されたということについてですが、諸説あるというのが実情です。設置が白村江の戦い直後ということがわかっているので、白村江の戦いで兵士を動員した西国には余力が無かったというのが事の起こりかもしれません。とにかく図表にも書いてあるとおり、武器は自分で用意しなければならず、神戸あたりまでの食料は自分で用意しなければならず、行きは道案内がつくらしいですが、帰りは自力で帰らなければならないという激務であったようで、兵士のモチベーションは低かったと考えられます。結局奈良時代後半には西海道を中心とする徴発に変わり、さらに平安時代に武士の実力が認められるようになってくると防人はその役目を終えました。